

大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める 学修に係る単位の認定に関する取扱要項

平成16年 4月 1日 制 定
令和 2年 3月16日 最終改正

第1条 京都教育大学学則（以下「学則」という。）第14条の規定に基づく、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修（以下「学修」という。）に係る単位の認定に関する事項は、この取扱要項の定めるところにより実施する。

第2条 単位の認定を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「実用英語技能検定」という。）で、準1級以上の資格を認定されている者
- 二 Educational Testing Service が実施する Test of English as a Foreign Language（以下「TOEFL」という。）で、iBT72点以上又はPBT527点以上の成績を有する者
- 三 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）で730点以上の成績を有する者
- 四 公益財団法人日本フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験（以下「実用フランス語検定」という。）で、3級の資格を認定されている者
- 五 実用フランス語検定で、2級以上の資格を認定されている者
- 六 公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験（以下「ドイツ語技能検定」という。）で、3級の資格を認定されている者
- 七 ドイツ語技能検定で、2級以上の資格を認定されている者

2 単位の認定を受けようとする者は、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別紙様式）に当該成績を証明する書類を添えて、大学が定める期日までに教務課に提出するものとする。

3 前項の規定による申請に基づき、本学において履修したものとみなす授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

第3条 単位の認定は、教務委員会の議を経て教授会が行うものとする。

第4条 単位の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「認定」と記入する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成19年2月20日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した者に係る改正後の別表については、なお、従前の例による。

附 則

この要項は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年9月18日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式（第2条第2項関係）

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書 年 月 日	
京都教育大学長 殿	
所 属 学籍番号 氏 名	専攻
このたび、学則第14条の規定に基づき、下記の単位を認定して下さるよう、所定の書類を添えて申請します。	
記	
学修の種類	
級・点数	級 点
合格した年月日	年 月 日
認定を受けようとする本学授業科目名及び単位数	
※申請の際には学修の成績を証明する書類（コピーは不可）を添付してください。	

別表（第2条第3項関係）

本学において履修したとみなす授業科目及び単位数

学 修 の 種 類 及び 級 ・ 点 数	認定する本学授業科目	認定する 単 位 数	備 考
実用英語技能検定 準1級以上	英語（資格検定）Ⅲ	2	左記学修のうち、いずれか一つについて単位認定する。
TOEFL iBT 72点以上 PBT 527点以上			
TOEIC 730点以上			
実用フランス語検定 3級	フランス語（資格検定）Ⅱ	2	
実用フランス語検定 2級以上	フランス語（資格検定）Ⅲ	2	
ドイツ語技能検定 3級	ドイツ語（資格検定）Ⅱ	2	
ドイツ語技能検定 2級以上	ドイツ語（資格検定）Ⅲ	2	